

第4部 資料

目次

田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱	92
第3次温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画	94
温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画推進委員会設置要綱	96
田辺市グリーン購入基本方針	97
田辺市環境美化条例	98
田辺市環境美化連絡協議会規約	99
田辺市衛生害虫駆除用薬剤購入費補助金交付要綱	100
騒音に係る特定施設の排出基準等	101
振動に係る特定施設の排出基準等	102
特定建設作業に係る排出基準等	102
飲食店営業等の規制に係る区域の区分及び規制基準	103
田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	104
田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱	109
田辺市ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録制度実施要綱	109
田辺市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱	110

田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

平成17年5月1日要綱第25号
改正 平成19年3月30日要綱第4号
平成20年3月31日要綱第4号
平成27年9月28日要綱第4号
平成28年3月31日要綱第1号
平成31年3月29日要綱第2号
令和2年3月27日要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則(平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「浄化槽」とは、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽のうち、生物化学的酸素要求量(以下この条において「BOD」という。)の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l(日間平均値)以下の性能を有するものをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、本市の行政区画とする。ただし、次に掲げる区域を除くものとする。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第5条第1項第5号に規定する予定処理区域(同法第4条第1項の規定により国土交通大臣又は知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。)
- (2) 集落排水事業の実施地区又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた地区
- (3) コミュニティプラント、小規模集合排水処理施設整備事業その他の排水処理施設整備事業の実施区域又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた区域

(補助対象となる浄化槽)

第4条 補助金の交付対象となる浄化槽は、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号。厚生省生活衛生局水道環境部浄化槽対策室長通知)に適合する浄化槽とする。ただし、10人槽以下の浄化槽にあっては、全国浄化槽推進市町村協議会(以下「全浄協」という。)に登録されたものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象地域内において、次に掲げる建物に処理対象人員が50人以下の浄化槽を設置しようとする者とする。

- (1) 住宅(専ら自らの住居の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を自らの住居の用に供する建物をいう。以下同じ。)
- (2) 飲食店その他排水の状況がこれに類すると市長が認める建物
- (3) 町内会館その他これに類すると市長が認める建物

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請又は法第5条第1項の規定による届出を行わずに

浄化槽を設置する者

- (2) 住宅を借りている者で所有者の承諾が得られないもの
- (3) 販売の目的で浄化槽付きの住宅を建築する者
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) 既設の浄化槽を更新する者。ただし、災害に伴い更新する者を除く。
- (6) 市内で浄化槽の設置された住宅(賃貸住宅を除く。)に居住している者で、住宅を新築し、建て替え又は増改築するもの(当該住宅に居住している者の一部の者が別の住宅を新築する場合を除く。)。ただし、災害に伴い住宅を新築し、建て替え又は増改築するものを除く。

(補助)

第6条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表のとおりとし、浄化槽の設置に要する費用に相当する額を限度とする。

3 浄化槽の設置に伴い、浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽(以下「既存単独処理浄化槽」という。)の撤去が必要な場合は、当該撤去に要する費用に相当する額(90千円を限度とする。)を前項に規定する補助金の額に加算する。

4 浄化槽への改造に伴う配管設備(浄化槽に接続される排水管及びますをいう。以下同じ。)の整備が必要な場合は、当該整備に要する費用に相当する額(300千円を限度とする。)を第2項に規定する補助金の額に加算する。ただし、前条第1項第3号に該当する場合は、加算しない。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、第3号及び第4号の規定については、10人槽以下の浄化槽に限るものとする。

- (1) 和歌山県浄化槽取扱要綱(平成13年3月13日制定。以下「県浄化槽要綱」という。)の規定により市長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書の受理書(補助金申請用)
- (2) 浄化槽工事見積書(前条第3項又は第4項に規定する撤去又は整備に係る工事を伴う場合にあっては、同条第3項又は第4項に規定する費用を区別して記載したものに限り。)
- (3) 全浄協の登録証
- (4) 登録浄化槽管理票(C票)
- (5) 小規模合併処理浄化槽施工技術者特別講習会修了書又は昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士免状の写し
- (6) 法定検査(7条・11条検査)受理書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(遅延等の報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金に係る事業が予定の工事期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、当該補助対象年度の2月10日までに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条に規定する補助事業実績報告書は、補助金に係る事業の完了後1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 県浄化槽要綱の規定により保健所長に提出し受理された浄化槽設置完了届(補助金申請用)
- (2) 浄化槽工事自主検査チェック票
- (3) 工事写真(カラーコピー可)
- (4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (5) 法第11条検査契約証明書の写し
- (6) 浄化槽工事又は浄化槽工事を含む請負工事のために補助事業者が支払った額に係る領収書(第6条第3項又は第4項に規定する撤去又は整備に係る工事を伴う場合にあっては、同条第3項又は第4項に規定する費用を区別して記載するもの)の写し。ただし、工期の都合上等により領収書の写しを添付できない事情がある場合には、補助事業者宛ての請求書の写し及び補助事業者の浄化槽設置工事費支払確約書を添付するものとする。
- (7) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証
- (8) 既存単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は、当該撤去に係る工事写真(着工前並びに清掃、撤去及び処分の実施が写真により確認できるもの)、産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し及び当該既存単独処理浄化槽に係る浄化槽使用廃止届出書の写し(第6条第3項に該当する場合に限る。)
- (9) 配管設備に係る工事写真(第6条第4項に該当する場合に限る。)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(設置工事の確認)

第10条 市長は、補助金に係る事業を適正に執行させるため、浄化槽の設置工事の状況をその施工現場において確認するものとする。

(補助事業者の責務)

第11条 補助事業者は、県浄化槽要綱の定めるところにより法に基づく保守点検及び清掃を定期的実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

2 補助事業者は、浄化槽の使用開始後3月を経過した日から5月以内に法第7条の規定による水質検査(次項において「7条検査」という。)を受けるとともに、その後1年に1回、11条検査を受けなければならない。

3 補助事業者は、次に掲げる結果を市長に報告しなければならない。この場合において、第2号及び第3号に規定する結果については、当該浄化槽を使用する間、これを報告しなければならない。

- (1) 7条検査の結果
 - (2) 法第10条第1項の規定による保守点検及び清掃の結果
 - (3) 11条検査の結果
- (報告等)

第12条 市長は、補助事業者に対し、補助金に係る事業の実施状況又は浄化槽の管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による調査又は報告の求めに対して協力しなければならない。(排水処理施設への接続義務)

第13条 補助事業者は、当該地域において公共下水道の整備がなされたときは、その施設に接続しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに、合併前の田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱(平成14年7月18日制定田辺市要綱)又は本宮町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成4年本宮町告示第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日要綱第4号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日要綱第4号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月28日要綱第4号)

この要綱は、平成27年9月28日から施行する。

附 則(平成28年3月31日要綱第1号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日要綱第2号)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日の前日までにこの要綱による改正前の田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月27日要綱第3号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

人槽区分	補助区分			
	(1) 住宅(専ら自らの住居の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を自らの住居の用に供する建物をいう。)		(3) 町内会館その他これに類すると市長が認める建物	
	(2) 飲食店その他排水の状況がこれに類すると市長が認める建物			
	補助金額			
	従来型浄化槽	環境に配慮した浄化槽	従来型浄化槽	環境に配慮した浄化槽
5人槽	332千円	380千円	332千円	380千円
6人槽	414千円	462千円	414千円	462千円
7人槽				
8人槽	548千円	596千円	548千円	596千円
10人槽				
11人槽	588千円	636千円	939千円	987千円
12人槽	627千円	675千円		
13人槽	666千円	714千円		
14人槽	705千円	753千円		
15人槽	744千円	792千円		
16人槽	783千円	831千円		
17人槽	822千円	870千円		
18人槽	861千円	909千円		
19人槽	900千円	948千円		
20人槽	939千円	987千円		
21人槽	995千円	1,043千円	1,472千円	1,520千円
22人槽	1,048千円	1,096千円		
23人槽	1,101千円	1,149千円		
24人槽	1,154千円	1,202千円		
25人槽	1,207千円	1,255千円		
26人槽	1,260千円	1,308千円		
27人槽	1,313千円	1,361千円		
28人槽	1,366千円	1,414千円		
29人槽	1,419千円	1,467千円		
30人槽				
31人槽以上	1,472千円	1,520千円	2,037千円	2,085千円
50人槽以下				

備考 環境に配慮した浄化槽とは、窒素又は燐除去型浄化槽、再生素材を利用して製作された浄化槽その他市長が認めた浄化槽をいう。

第3次温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画

平成30年3月策定

第1章 はじめに

1 気候変動の影響

私たちの住む社会は、産業革命以降、化石燃料をエネルギーとして利用することで大きく発展し、暮らしの様々な面において豊かさを享受してきました。その一方で、こうした人間活動の拡大は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの大気中の温度を上昇させるとともに、その吸収源となる森林の消失を招き、地球の温暖化を引き起こしてきました。

気候変動に関する政府間パネル※1（以下「IPCC」という）が2014（平成26）年に取りまとめた第5次評価報告書統合報告書によれば、「温暖化には疑う余地がない」「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の要因である可能性が極めて高い（95%）」と評価されています。

さらに、世界の平均地上気温は今世紀末までに、最悪の場合で最大4.8℃（1986（昭和61）年～2005（平成17）年基準）上昇するとの予測が公表されています。

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

2 地球温暖化を巡る国際的な動向

このような地球温暖化問題に関する国際的な対応が1990年代から進められ、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目的とした「気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）」が1992（平成4）年に採択されて以降、締約国会議（COP）が1995年から毎年開催され、世界での温室効果ガス排出削減に向けて、精力的な議論が行われてきました。

1997（平成9）年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では「京都議定書」が採択され、先進国の温室効果ガス排出量の削減目標について法的拘束力のある数値目標が定められました。

その後、2015（平成27）年12月、フランス・パリで開催された第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」という全世界共通の新たな目標が掲げられました。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

日本では、「京都議定書」の中で、2008（平成20）年から2012（平成24）年までの間に、温室効果ガスの総排出量を1990（平成2）年比で6%削減することを公約として掲げました。こうしたことを受け、1998（平成10）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対

法」という。）を制定し、国、地方公共団体、企業（事業者）、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むと定められました。

さらに、パリ協定の中で、2030（平成42）年までに温室効果ガスの総排出量を26%削減するという新たな公約を掲げました。

こうしたことを受け、温対法第8条に基づいて策定する我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、地球温暖化対策計画では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

4 田辺市のこれまでの取組 省略 P26に關係資料掲載

5 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、温対法に基づき、市が事業者、消費者として、環境保全に向けた行動を自ら率先し積極的に実行することにより、環境への負荷を低減するとともに、市民、事業者の環境保全に配慮した自主的な取組を促進することを目的とします。

2 計画期間

計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5ヶ年とし、この間の実績や技術的状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。

3 計画の適用範囲

本計画で対象とする事務事業の範囲は、全ての事務事業となります。

また、指定管理者に施設の管理・運営を委託している施設については、前計画では対象範囲外としていましたが、本計画から対象範囲内とします。

第2章 温室効果ガス排出状況 省略 P27に關係資料掲載

第3章 二酸化炭素の排出削減に向けて

1 取組の内容

本計画を推進するにあたり、基本的に取り組むべき目標を下記に示し、環境にやさしい行動計画として、具体的に取り組む内容について定め、取組状況等を毎年点検分析することにより本計画の着実な進行を図ります。

(I) 電気使用量の削減

- ① 冷暖房使用時は、室内温度を冷房時28度以上、暖房時19度以下とする。
- ② エアコンフィルターの清掃を徹底する。
- ③ 冷暖房使用時の窓、出入り口の開放禁止を徹底する。
- ④ ウォーム・ビス、クール・ビスに積極的に取り組む。
- ⑤ 「節電」の張り紙をし、電力消費の削減を励行する。
- ⑥ 一時的に使用する部屋の消灯と昼休みにおける窓口業務以外の消灯を励行する。
- ⑦ 照明器具等の使用は勤務時間内であっても必要最小限のものとし、残業時においては特にその徹底に努める。
- ⑧ 蛍光灯管数の減灯に努める。
- ⑨ 昼休みにおける使用しないOA機器等の電源を切る。また、退庁時のOA機器の電源オフを徹底する。

- ⑩ 電気ポット棟消費電力の大きなものは節電の徹底を図る。
 - ⑪ 基本的に個人用の冷暖房機器の使用を禁止する。
 - ⑫ エアコン、照明器具及びコピー機等のOA機器の更新時には省エネルギー（省CO2）型の機器の購入を優先する（LED化等）。
 - ⑬ 長期間使用しない電気機器のコンセントを抜き、待機電力の消費を抑制する。
 - ⑭ 事務改善による定時退庁を推進する。特にノー残業デーの徹底を図る。
 - ⑮ 上下階の移動は階段を利用し、エレベーターの運行を削減する。
 - (2) 節水の推進及びガス使用量の削減
 - ① 節水の徹底を職員に啓発する。
 - ② 水利用施設の新設、更新時は節水型設備を優先して導入する。
 - ③ ガス器具（給湯器、コンロ等）は適正利用し、特に給湯器の種火は付けたままにしない。
 - (3) 化石燃料使用量の削減
 - ① アイドリングストップ、急発進・急加速をしない運行を励行する。
 - ② 公用車の整備及び維持管理（適正な空気圧等）を徹底し、適正な運行を図る。
 - ③ 公用車更新時は低燃費型車両及び必要最低限の大きさの車両を導入するとともに、クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車等）の導入を検討する。
 - ④ 近隣地への移動は徒歩、自転車及び單車を利用する。
 - ⑤ 自動車通勤の職員に対し「相乗り通勤」の実行を啓発する。
 - ⑥ 公用車使用時は可能な限りカーエアコンの使用を控える。
 - ⑦ 施設等における燃料（灯油・A重油等）使用量の削減を図る。
 - (4) 用紙類使用量の削減
 - ① 両面コピーを徹底し、部数の多い場合は印刷機を使用する。
 - ② 会議資料等は必要部数を精査し、用紙使用量を削減する。
 - ③ コピー、印刷をするときは内容を確認し、ミスプリントの発生をなくす。
 - ④ コピー、印刷をするときは可能な限り1枚の用紙に複数ページを印刷（N-UP機能等）する。
 - ⑤ A3判印刷等を削減し、コピー印刷の際は可能な限り縮小印刷を行う。
 - ⑥ パソコンから印刷する際には、印刷レビューを活用し無駄な用紙の印刷をなくす。
 - ⑦ ミスプリント用紙をメモ用紙に利用するなど有効利用を図る。
 - ⑧ 不必要なFAX送付状は省略する。
 - ⑨ 庁内ネットワークを活用することで文書の電子化を図り、ペーパーレスを推進する。
 - ⑩ 会議では、封筒を使用しないように努める。
 - ⑪ 使用済み封筒は、再利用するよう努める。
 - (5) 廃棄物の減量とリサイクルの推進
 - ① 紙類ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進する。
 - ② シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最小限とする。
 - ③ ごみ減量のため使い捨て商品等の購入を抑えるとともに、資源ごみやペットボトル等の分別を徹底し、リサイクルを推進する。
 - ④ コピー機、プリンター等の使用済みトナーカートリッジは再生使用を行う。
 - ⑤ 各課で不要となった備品等の有効利用のため、グループウェアの庁内掲示板を活用する。
 - (6) グリーン購入の推進
 - ① 事務用品及び単価契約物品等は「田辺市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものの購入を促進する。
 - ② 事務用紙、紙製品及び印刷物等については基本的に再生紙とする。
 - ③ 保管している事務用品は定期的に点検し、有効活用を図る。
 - (7) 環境に配慮した建設工事等の推進と施設の適正管理
 - ① 建設重機等から発生する騒音・振動・大気汚染を可能な限り抑制する。
 - ② 建設副産物の再利用を促進する。
 - ③ 工事条件等を配慮し、再生材料の使用や建設廃材の抑制を促進する。
 - ④ 工事に伴う濁水流出の軽減を図る。
 - ⑤ マニフェスト管理の徹底と適正処理の確認を図る。
 - ⑥ 公共事業に関しては「田辺市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たす資材等の使用に努める。
 - ⑦ 公共施設の建設や改築、設備の更新等については、新エネルギーの導入を促進するとともに省エネルギー（省CO2）、省資源等環境に配慮した設計を行う。
 - ⑧ 業務用空調機器及び業務用冷凍冷蔵機器は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（2015（平成27）年4月1日施行）」に基づき、適正な管理に努める。
 - (8) 自然環境の保全
 - ① 環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適正な管理を図る。
 - ② 施設等の整備にあたっては、大気環境の確保、水域等の生態系の確保、計画保全、歴史文化的環境の配慮に努め、地域周辺の自然環境との調和を図る。
 - (9) 環境に関する研修
 - ① 職員の世界保全の意識向上を図るため、環境研修の充実を図る。
 - ② 環境保全の意識向上を図るため、環境に関する情報の提供を図る。
- ## 2 計画の目標
- 本計画の目標として、前計画に引き続き、上記の環境にやさしい行動計画を着実に進行していくことで、温室効果ガス排出削減に取り組んでいきますが、計画期間中には新庁舎や新武道館の整備、斎場の建て替え、全小中学校へのエアコン導入など、今後も排出量の増加が見込まれます。
- 本計画では、これら公共事業が予定されていることから、具体的な削減目標は設けないものの、公共施設の建設や設備更新にあたっては、新エネルギーの導入や省エネルギーに配慮した設計を行うことで、排出量増加を抑制していくこととします。

3 計画の推進・管理

本計画を効果的に推進するため、必要な役割や責任を定め、職員に周知する。

(1) 推進体制

① 実行計画推進委員会

- 本計画を効果的に推進するため、田辺市実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。
- 推進委員会は、両副市長、教育長、部長級職員をもって構成する。
- 委員会の委員長は、市民環境部に属する事務を担当する副市長が務める。
- 本計画を円滑に実行するため、実行計画推進管理者（以下「推進管理者」という。）を設置する。
- 推進管理者は市民環境部長とする。

② 実行計画推進責任者

- 各課に実行計画推進責任者（以下「責任者」という。）を置く。
- 責任者は、各課等における課長級にある者とする。
- 責任者は、課内において本計画の推進が図られるよう推進員に助言、指導を行う。
- 責任者は、推進管理者が実施する調査に協力する。
- 責任者は、実行計画関係文書を所属職員に周知し、保管する。

③ 実行計画推進員

- 各課に実行計画推進員（以下「推進員」という。）を置く。
- 推進員は、各課等における係長級にある者1名とし、各係において係

長相当職の者がいない場合は所属する課等の課長級の者が、責任者及び推進員を兼務することとする。

- 推進員は、課内において本計画の推進が図れるよう所属職員に助言、指導を行う。

④ 事務局

- 推進管理者の補助機関として環境課に事務局を置く。
- 事務局は、目標の素案及び修正案を作成し、推進管理者に提出する。
- 事務局は、推進管理者の指示を推進員に伝達する。

(2) 点検

- 推進員は、課内における実施状況を月ごとに取りまとめ、「温室効果ガス削減取組点検表」と「燃料使用量報告書」を事務局に報告する。
- 推進委員会は、本計画に沿った行動が継続的に行われているか、取組状況を定期的に把握する。

(3) 公表

本計画の取組結果については、公表し、啓発に努めます。

(4) 見直し

推進委員会は、内部監査、技術の進歩等を踏まえ、取組内容等について、所要の修正を加えるなど見直しを行います。

(5) その他

指定管理者制度を導入している施設については、受託事業者に対して、可能な限り、本計画と同様の取組を実施するよう、要請します。

温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 田辺市における温室効果ガス排出抑制等（以下「脱炭素」という。）に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画（以下「実行計画」という。）に基づき、実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 実行計画の推進に関すること。
- (2) 脱炭素に係る施策の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、脱炭素の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、環境部担当副市長をもって充て、副委員長は、他の副市長及び教育長をもって充てる。

3 委員は、部長の職及びこれに相当する職にある者をもって充てる。

(推進委員会)

第4条 推進委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、推進委員会を総括し、会議の議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定める順序により、その職務を代理する。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。（実行計画推進管理者）

第5条 所掌事務を全庁的に推進するため、実行計画推進管理者（以下「推進管理者」という。）を置く。

2 推進管理者は、環境部長をもって充てる。

（実行計画推進責任者）

第6条 所掌事務を全庁的に推進するため、各課に実行計画推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、課長の職及びこれに相当する職にある者をもって充てる。

（実行計画推進員）

第7条 各課に実行計画推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、係長の職及びこれに相当する職にある者をもって充てる。

(専門部会)

第8条 推進委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織し、脱炭素に関する取組事項の検討及び内容の精査等を行う。

3 部会長は、環境部環境課長をもって充てる。

4 部会員は、必要に応じて部会長が指名する。

5 部会長が必要と認めるときは、前項に規定する者以外の職員を部会員に加えることができる。

6 部会長が必要と認めるときは、会議に部会員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進委員会及び専門部会の庶務は、環境部環境課環境企画係において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

田辺市グリーン購入基本方針

平成17年5月1日策定

1 目的

この方針は、製品の購入及び印刷物の発注並びにこれらの物品の使用及び廃棄に際して、田辺市が環境上配慮すべき事項を定め、市民及び事業者が率先して、価格や品質だけでなく環境への負荷ができる限り少ない物品の導入並びに適切な物品の使用及び廃棄を推進し、もって地球及び地域環境への負荷の低減に資することを目的とする。

2 定義

(1) グリーン購入：製品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合に、価格、品質、利便性、デザインだけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選択することをいう。

(2) 環境物品：この基本方針において「環境への負荷ができる限り少ない物品（以下「環境物品」という。）」とは、その物品の資源採取から製造、流通、使用、廃棄、リサイクル等の物品ライフサイクル全体を通して与える環境への負荷が、他の物品と比べて低いものをいう。

(3) 環境物品調達品目：市が重点的にグリーン購入を推進する環境物品等の種類

(4) 判断基準：環境物品調達品目について、調達するための基準を定めたもの

(5) 配慮事項：(3)の判断基準とはしないが、環境物品等を調達するにあたって、さらに配慮することが望ましい事項（以下「配慮事項」という。）。

3 適用範囲

- (1) 市長部局
- (2) 水道部
- (3) 消防本部
- (4) 教育委員会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) 監査委員会事務局

(7) 議会事務局

(8) 農業委員会事務局

4 基本原則

(1) 各課室等において、物品の購入、廃棄等を行う場合には、環境への負荷が少ないものを優先的に選択し低減に努めることとする。

(2) 物品等の調達総量をできるだけ削減する。特に、グリーン購入を推進することによって物品等の調達量が増加しないようにする。

(3) 業務に使用するうえで必要のない機能、品質及び利便性を有する物品等を調達しないようにする。

(4) 環境物品の調達にあたっては、できる限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減を考慮したものを選択する。

(5) 環境物品等の機能、効果が生かせるよう長期使用や分別廃棄などを徹底し、環境負荷の低減が確実に行われるようにする。

(6) 各課室等は、保管する在庫品の圧縮と適正管理を徹底する。

5 対象範囲

グリーン購入に重点的に取り組む対象は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 紙類 | ⑪ 消火器 |
| ② 文具類 | ⑫ 制服・作業服 |
| ③ オフィス家具等 | ⑬ インテリア・寝装寝具 |
| ④ O A 機器 | ⑭ 作業手袋 |
| ⑤ 移動電話 | ⑮ その他繊維製品 |
| ⑥ 家電製品 | ⑯ 設備 |
| ⑦ エアコンディショナー等 | ⑰ 防災備蓄用品 |
| ⑧ 温水器等 | ⑱ 公共工事 |
| ⑨ 照明 | ⑲ 役務 |
| ⑩ 自動車等 | ⑳ その他市で購入するもの |

6 環境物品の選定

(1) 物品等の調達が容易であり、かつ、価格面においても著しく割高とならないもの。

(2) (1)以外で、環境への負荷等を削減するうえで特に調達すべきもの。

(3) 環境物品調達品目は、毎年度環境省が発表する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずるものとする。

7 判断基準と配慮事項

判断基準、配慮事項は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずるものとする。

8 物品調達の原則

- (1) 環境物品調達品目に該当する物品等を調達しようとするときは、判断基準を満たす環境物品等の中から調達する。また、配慮事項を満たしているかどうかも考慮する。
- (2) 環境物品調達品目に該当する物品の調達に当たって、基準を満たす環境物品が調達できないときは、第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のものを調達する。
- (3) 環境物品調達品目に該当しない品目についても、できる限り環境物品等を調達する。この場合、第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のものがある場合は、これらの製品等を優先して調達するものとする。

のとする。

- (4) 環境物品調達品目以外の環境物品等を調達しようとする場合に、経費が著しく割高となるときは、環境物品等でないものを購入することができる。

9 情報の提供

- (1) 環境課は、グリーン購入を推進するうえで必要な情報を関係者に提供するものとする。
- (2) グリーン購入の取組を普及するため、市民及び事業者对环境への負荷ができる限り少ない製品に関する情報の提供に努める。

10 その他

この基本方針は、平成24年4月1日から施行する。

田辺市環境美化条例

平成17年5月1日 条例第113号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、本市における生活環境美化の促進を図るための必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う、又は行おうとするすべての者をいう。
- (3) 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 空き缶等のごみ 空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の飲食物を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他散乱性の高い廃棄物をいう。
- (5) 回収容器 空き缶等のごみを回収するための容器をいう。
- (6) 自動車等 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (7) 放置自動車等 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり放置されている自動車等で、規則で定めるところにより認定されたものをいう。
- (8) 空き地 現に人が使用していない土地(のり面を含む。以下同じ。)又は人が使用していても使用していない土地と同様の状態にある土地をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するための必要な施策(以下単に「施策」という。)を総合的に実施するとともに、その実施について、市民等、事業者、土地所有者等、関係行政機関及び関係諸団体に対して協力を要請することが

できる。

2 市は、良好な生活環境を保全するために、生活環境美化に関する情報の発信並びに活動の支援及び育成に努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、常に地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、自ら発生させた空き缶等のごみを回収容器に収納し、又は持ち帰る等自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 市民等は、自らの身近な地域における生活環境美化に関する活動に積極的に参加するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺において生活環境美化に関する活動を積極的に推進するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 自動販売機により飲食物を販売する事業者は、その販売によって生ずる空き缶等のごみが投棄されないように、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その土地が周辺的生活環境を損なわないように生活環境美化のため必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(環境美化の日)

第7条 市長は、生活環境美化の促進について市民等、事業者及び土地所有者等の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

(投げ捨て等の禁止)

第8条 市民等及び事業者は、空き缶等のごみを投げ捨て、自動車等を放置し、又は自転車を乗り捨ててはならない。

(空き地の管理)

第9条 空き地の土地所有者等は、その空き地に繁茂する雑草、枯草又は投棄された廃棄物等を除去するとともに、周辺的生活環境を損なわないようその空き地の適正な管理に努めなければならない。

(広告看板の管理)
第10条 広告看板を設置しようとする者は、和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)の許可を受けるとともに、当該広告看板が周辺の景観及び交通の安全等を損なうことのないよう配慮し、これを適正に管理しなければならない。

(立入調査)
第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、空き缶等のごみが散乱し、又は自動車等が放置されている場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)
第12条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、第8条の規定に違反し、空き缶等のごみを投げ捨てた者が判明したときは、その者に対し、期限を定めて、当該空き缶等のごみを撤去するよう勧告することができる。

2 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、自動車等を放置自動車等と認定したときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるとともに、その所有者又は使用者が判明したときは、その者に対し、期限を定めて、当該放置自動車等を撤去するよう勧告することができる。

3 市長は、第5条第2項の規定に違反する事業者に対しては、期限を定めて、回収容器を設置し、又はその管理を適正に行うよう勧告することができる。

4 市長は、第9条又は第10条の規定に違反する土地所有者等又は広告看板の設置者に対しては、必要な指導又は勧告をすることができる。

(命令及び公表)
第13条 市長は、前条各項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨をその者の氏名とともに公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、弁明の機会を付与するものとする。

(処分)
第14条 市長は、第11条第1項の規定による調査の結果、放置自動車等の所有者又は使用者(次条第2項までにおいて「所有者等」という。)が判明せず、前2条の規定による勧告及び命令の措置をとることができない場合は、規則で定める撤去の告知を行った後、当該放置自動車等を処分することができる。

2 市長は、前項の規定による処分を行おうとする場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、関係者の意見を聴いた上、当該処分を行う旨を告示するものとする。

(代執行及び費用の徴収)
第15条 市長は、第13条第1項の規定による命令を受けた者が放置自動車等を期限内に撤去しない場合は、当該放置自動車等を処分し、その費用を当該所有者等から徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前条第1項の規定による処分を行った後に、所有者等が判明したときは、その者から当該処分に要した費用を徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、空き地の土地所有者等が第13条第1項の規定による命令を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、当該空き地の雑草等の除去を行うことができるものとし、その費用は、当該土地所有者等から徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)
第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市環境美化条例(平成13年田辺市条例第26号)又は中辺路町放置自動車の防止及び適正な処理に関する条例(平成9年中辺路町条例第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

田辺市環境美化連絡協議会規約

(名称)
第1条 この会は、田辺市環境美化連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)
第2条 協議会は、環境に関する団体が連携及び協力し、各種の啓発事業及び実践活動を展開することにより、良好な環境の実現に寄与し、環境保全の意識高揚を図ることを目的とする。

(事業)
第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境保全に関する住民への啓発事業及び実践活動
- (2) 環境に関する研修事業

(3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)
第4条 協議会は、次に掲げる協議会からそれぞれ選任された委員をもって組織する。

- (1) 田辺市環境美化連絡協議会田辺支部 17名以内
- (2) 田辺市環境美化連絡協議会龍神支部 4名以内
- (3) 田辺市環境美化連絡協議会中辺路支部 4名以内
- (4) 田辺市環境美化連絡協議会大塔支部 4名以内
- (5) 田辺市環境美化連絡協議会本宮支部 4名以内

(役員)
第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 5名
- (4) 監事 2名

(役員の選任)
第6条 役員は、総会において委員の中から選任する。

2 任期途中において会長、副会長又は監事に欠員を生じた場合は、役員会において後任の会長、副会長又は監事を選任することができる。
3 理事が委員でなくなったときは退任したものとみなし、その後任の委員が理事となる。

(役員の職務)
第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、協議会の円滑な運営を図るため、会務の事項を処理する。

4 監事は、会計を監査する。

(役員の任期等)
第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長又は監事は、委員でなくなった場合又は任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(総会及び役員会)
第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、会長が招集し、その議長となる。
3 総会は、毎年度1回開催するものとする。

ただし、役員会において必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

4 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じて開催する。

5 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(総会の審議事項)
第10条 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の制定改廃に関すること。
(2) 予算及び事業計画に関すること。
(3) 決算及び事業報告に関すること。
(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に係る特に重要な事項に関すること。

(役員会の審議事項)
第11条 役員会は、総会の審議事項のほか、協議会の運営に係る重要な事項を審議する。

(表決)
第12条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
(表彰)

第13条 協議会は、地域の環境美化推進に貢献のあった個人又は団体を表彰することができる。
2 前項の表彰に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)
第14条 協議会の経費は、市の補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)
第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)
第16条 協議会の事務局は、環境部内に置く。
(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会に諮って会長が定める。

附 則
この規約は、平成18年7月3日から施行する。

附 則
この規約は、平成25年7月31日から施行する。

附 則
この規約は、令和5年10月1日から施行する。

田辺市衛生害虫駆除用薬剤購入費補助金交付要綱

平成29年7月制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の生活環境衛生の保全と向上を図ることを目的として、自治組織が衛生害虫の駆除に必要な防疫用薬剤(以下「薬剤」という。)の購入費用に対し、補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則(平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)
第2条 この要綱において「薬剤」とは、別表に示す殺虫剤及び成長抑制剤をいう。ただし、農薬及び家庭用殺虫剤は、対象外とする。

(補助対象者)
第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、田辺市自治会連絡協議会に所属する自治組織の長であり、次の要件を備えるものとする。

(1) 市内の側溝等に発生する衛生害虫対策として使用すること。
(2) 市内の販売店から購入すること。
(3) 薬剤の散布等を自治組織に所属する者が自ら行うこと。

(補助金の額)
第4条 補助金の額は、第2条に規定する薬剤

の購入価格に対し、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、購入価格の2分の1以内とし、100円未満の端数は切り捨てる。ただし、原則1自治組織15,000円を限度とする。(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第11条の規定により補助事業実績報告書に添付すべき書類は、薬剤の領収書の写しとする。

(補助対象者の責務)
第6条 補助対象者は、薬剤の使用により、衛生害虫の駆除に努めなければならない。

(その他)
第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成29年7月7日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

薬剤の種類	薬品名
有機リン系殺虫剤	フェントロテオン、フェンチオン、ダイアジノン
ピレスロイド系殺虫剤	フタルスリン
昆虫成長制御剤	ジフルベンズロン、ピリプロキシフェン
有機塩素系殺虫剤	オルトジクロロベンゼン

騒音に係る特定施設の排出基準等

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準

騒音指定地域

区域の区分	指定地域
第1種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による第1種低層住居専用地域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域以外の地域
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による工業地域

特定工場等*において発生する騒音の規制基準
(単位:デシベル)

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から午前8時まで	午前8時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60

備考

第2種区域、第3種区域又は第4種区域に所在する次の施設の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

*特定工場等…特定施設を設置する工場・事業場

和歌山県公害防止条例に基づく排出基準
(単位:デシベル)

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から午前8時まで	午前8時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域(I)	50	55	50	45
第2種区域(II)	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60

備考

1 第2種区域(I)、第2種区域(II)、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校
- (2) 保育所
- (3) 病院及び診療所
- (4) 図書館
- (5) 特別養護老人ホーム
- (6) 幼保連携型認定こども園

2 第1種区域、第2種区域(I)、第2種区域(II)、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- (1) 第1種区域 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
- (2) 第2種区域(I) 和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市及び用途地域の定めのある町村の地域のうち第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の区域
- (3) 第2種区域(II) 紀の川市及び岩出市の地域のうち第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の区域並びに用途地域の定めのない町村の全域
- (4) 第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- (5) 第4種区域 工業地域及び工業専用地域

振動に係る特定施設の排出基準等

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準

振動規制地域

区域の区分	指定地域
第1種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域以外の地域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

特定工場等において発生する振動の規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

和歌山県公害防止条例に基づく排出基準

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
第1類区域	60	55
第2類区域	65	60

備考

1 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。ただし、第

備考

第1種区域又は第2種区域に所在する次の施設の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準(第1種区域にあっては、夜間を除く。)は、表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

1 類区域の夜間を除く。

- (1) 学校
 - (2) 保育所
 - (3) 病院及び診療所
 - (4) 図書館
 - (5) 特別養護老人ホーム
 - (6) 幼保連携型認定こども園
- 2 第1類区域及び第2類区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
- (1) 第1類区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域
 - (2) 第2類区域 上記以外の地域

特定建設作業に係る排出基準等

和歌山県公害防止条例に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の基準

- 1 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 2 特定建設作業の騒音が、午後7時から翌日の午前7時までの時間(以下この号においてこの時間を「夜間」という。)において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、

鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法(昭和27年法律第180号)第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

- 3 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において1日10時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
- 4 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
- 5 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確

保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変電の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

飲食店営業等の規制に係る区域の区分及び規制基準

対象区域	規制基準
第1種区域 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	40dB
第2種区域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	45dB
第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	55dB
第4種区域 工業地域及び工業専用地域	60dB
第5種区域 前各号に規定する区域以外の区域	45dB

（注） 第2種区域、第3種区域及び第4種区域に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 病院及び診療所
- (2) 特別養護老人ホーム

深夜営業に係る指定区域及び指定音響機器

対象区域	音響機器の種類
第1種区域 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ装置(伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。) ・音響再生装置(録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。) ・楽器 ・拡声装置(有線放送受信装置を含む。)
第2種区域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	
第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	
第4種区域 工業地域及び工業専用地域	

田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
平成17年5月1日条例第108号

改正

平成18年3月31日条例第19号
平成21年7月10日条例第26号
平成22年3月31日条例第5号
平成23年3月31日条例第5号
平成23年12月28日条例第23号
平成25年3月29日条例第14号
平成25年12月27日条例第72号
平成31年3月29日条例第13号
令和2年7月10日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系ごみ 家庭ごみ以外の一般廃棄物をいう。

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を適正に分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進が図られるよう努めなければならない。

4 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるように努めるとともに、商品の購入者が不要とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて、一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、一般廃棄物の処理に関し、処理施設

の整備及び処理方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合にあつては、管理者。以下「占有者等」という。）は、その占有し、若しくは管理する土地若しくは建物又は当該土地若しくは建物に面する通路の清潔を保つよう努めなければならない。

2 空き地を所有し、占有し、又は管理する者は、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

3 何人も、公園、広場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該管理する公共の場所の清潔を保つよう努めなければならない。

5 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市は、法第6条の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(一般廃棄物の処理等)

第8条 市は、一般廃棄物の処理等については、一般廃棄物処理計画に従って行うとともに、一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）の収集、運搬又は処分の基準については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条の規定に、特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分の基準については政令第4条の2の規定にそれぞれ従うものとする。

(一般廃棄物の処理等の委託)

第9条 市は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合は、一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）については政令第4条の規定に、特別管理一般廃棄物については政令第4条の3の規定にそれぞれ従うものとする。

(協力義務)

第10条 占有者等は、生活環境の保全上支障のない方法で処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 何人も、有害性のある物、危険性のある物、引火性のある物、著しく悪臭を発生する物その他市が行う収集、運搬及び処分の作業に支障が生ずる物を一般廃棄物に混入してはならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、占有者等に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

(事業者に対する指示)

第11条 市長は、事業者に対し、事業系ごみの減量に関する計画書の作成、これを運搬すべき場所及びその方法その他必要な事項を指示することができる。

(改善勧告等)

第12条 市長は、第6条、第10条又は前条のいずれかの規定に違反していると認められる者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対して、その処分を理由を通知し、意見を述べる等の機会を与えなければならない。

(一般廃棄物の処理の届出等)

第13条 一般廃棄物の処理を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に届け出るとともに、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

(1) 家庭ごみを排出する場合で、新たに継続して、又は臨時に市が行う一般廃棄物の収集を受けようとするとき。

(2) 家庭ごみを自ら市又は市が加入する一部事務組合(次項及び次条第1項において「組合」という。)の処理施設に搬入しようとするとき。

(3) 犬、猫等の死体を自ら処分することが困難なとき。

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に申請し、その許可を受けるとともに、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

(1) 家庭ごみと同程度の量の事業系ごみを排出する場合で、継続して市が行う一般廃棄物の収集を受けようとするとき。

(2) 事業系ごみを自ら市又は組合の処理施設に搬入しようとするとき。

(受入拒否)

第14条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。次項において同じ。)は、事業系ごみを市又は組合の処理施設に搬入する場合には、一般廃棄物処理計画及び第8条に規定する基準に従わなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規定に従わない場合には、当該事業系ごみの受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物の処理手数料)

第15条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難であると認められる一般廃棄物を処理困難物として指定するものとし、当該処理困難物の処理手数料は、別表第2のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(手数料の減免)

第16条 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、前条第1項又は第2項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第17条 法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬を業とする許可を受けようとする者又は法第7条第6項に規定する一般廃棄物の処分を業とする許可を受けようとする者は、市長が別に定める申請書及び添付書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可等)

第18条 市長は、前条の申請書及び添付書類が提出された場合は、これらを審査し、法第7条第5項又は第10項に定める基準に適合していると認めるときは、期限を定めて許可するとともに、当該申請者に対し、許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合は、一般廃棄物処理計画及び第8条に規定する基準に従わなければならない。

3 一般廃棄物処理業者は、その許可の期限の満了後、引き続き当該業を行おうとするときは、当該許可の期限満了の日の1月前までに、その更新の手続をしなければならない。

4 一般廃棄物処理業者は、その交付された許可証を亡失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業の事業の変更)

第19条 一般廃棄物処理業者は、次項に定めるものを除くほか、第17条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 一般廃棄物処理業者は、住所及び氏名(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)並びに営業所の所在地及び名称を変更したときは、変更が生じた日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項に規定する変更の手続が終了した場合は、当該一般廃棄物処理業者に許可証を再交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の休止及び廃止)

第20条 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物処理業の許可の取消し等)

第21条 市長は、一般廃棄物処理業者が法及びこの条例に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(一般廃棄物処理業の許可等の申請手数料)

第22条 一般廃棄物処理業の許可、許可の更新又は許可証の再交付を受けようとする者は、次の手数料を納付しなければならない。

(1) 許可申請手数料 1件につき 10,500円

(2) 更新許可申請手数料 1件につき 5,250円

(3) 許可証再交付申請手数料 1件につき 5,250円

(生活環境影響調査結果の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設)

第23条 法第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次のとおりとする。

(1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(縦覧の期間及び場所)

第24条 市長は、前条各号に定める対象施設に係る生活環境影響調査を実施したときは、規則で定めるところにより、調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日から起算して1月間、規則で定める場所において当該調査書を縦覧に供するものとする。

(意見書の提出)

第25条 前条の規定による告示があったときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、規則で定めるところにより、同条に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(縦覧期間等の特例)

第25条の2 市長は、非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための焼却施設の設置又は変更をしようとするときは、非常災害の状況を勘案して第24条に規定する縦覧の期間及び前条に規定する意見書の提出期限を短縮することができる。

(委託を受けた者による生活環境影響調査結果の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設)

第25条の3 法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査(以下「受託者の生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「受託者の調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

(公衆の縦覧に供する旨の届出)

第25条の4 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、前条に規定する一般廃棄物処理施設に係る受託者の生活環境調査を行ったときは、受託者の調査書を公衆の縦覧に供する旨を市長に届け出なければならない。

(受託者が縦覧する旨の告示)

第25条の5 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに非常災害の状況を勘案して1月以内の縦覧の期間を定め、受託者が受託者の調査書を公衆の縦覧に供する旨、当該縦覧の期間その他必要な事項を告示するものとする。

(受託者による縦覧の場所及び期間)

第25条の6 受託者は、次に掲げる場所で前条の規定により告示された期間、受託者の調査書を公衆の縦覧に供するものとする。

- (1) 受託者の主たる場所
- (2) 規則で定める場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(受託者に対する意見書の提出)

第25条の7 前条の規定により受託者が受託者の調査書を公衆の縦覧に供したときは、当該一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の期間の満了の日の翌日から起算して2週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間を経過する日までに、受託者に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 受託者の主たる場所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(浄化槽清掃業の許可申請)

第26条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する浄化槽の清掃を業とする許可を受けようとする者は、同条第3項に定める申請書及び添付書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(浄化槽清掃業の許可等)

第27条 市長は、前条の申請書及び添付書類が提出された場合は、これらを審査し、浄化槽法第36条及び環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条に定める基準に適合していると認めるときは、期限を定めて許可するとともに、当該申請者に対し、許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、浄化槽の清掃を行う場合は、一般廃棄物処理計画及び環境省関係浄化槽法施行規則第3条の規定に従わなければならない。

(浄化槽清掃業の許可の取消し等)

第28条 市長は、浄化槽清掃業者が法、浄化槽法及びこの条例に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(準用)

第29条 第18条第3項及び第4項、第19条、第20条並びに第22条の規定は、浄化槽清掃業者について準用する。この場合において、「一般廃棄物処理業」とあるのは「浄化槽清掃業」と、「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物の処理等)

第30条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。ただし、法第11条第2項の規定により、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で市が処理を行う必要があると市長が認めた場合は、市長が指定する産業廃棄物について、市が処理することができるものとする。

2 前項ただし書の規定により指定された産業廃棄物の処理を受けようとする事業者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、市長は、当該事業者に対して、その運搬方法その他必要な事項を指示するものとする。

(産業廃棄物の処理手数料)

第31条 前条第1項ただし書に規定する産業廃棄物の処理に係る手数料は、別表第3のとおりとする。

(報告の徴収)

第32条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第33条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、帳簿書類その他必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(清掃指導員)

第34条 占有者等又は事業者に対する廃棄物の処理及び清掃に関する啓発及び指導並びに一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する指導を行わせるため、清掃指導員を置く。

2 清掃指導員は、市職員のうちから市長が任命する。

3 清掃指導員は、職務の執行に当たり、常にその身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(技術管理者の資格)

第35条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格とする。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年田辺市条例第11号)、龍神村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成14年龍神村条例第27号)、廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和52年中辺路町条例第20号)又は本宮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成11年本宮町条例第24号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を除く。)は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月31日条例第19号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月10日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日条例第5号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日条例第23号)

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第72号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に交付を受けた改正前の別表第1の規定によるごみ分別指定袋によって行う一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

4 改正後の別表第3の規定は、施行日以後に産業廃棄物の処理の許可を受けた者の手数料について適用し、施行日前に産業廃棄物の処理の許可を受けた者の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月29日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に交付を受けた改正前の別表第1の規定によるごみ分別指定袋によって行う一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

4 改正後の別表第3の規定は、施行日以後に産業廃棄物の処理の許可を受けた者の手数料について適用し、施行日前に産業廃棄物の処理の許可を受けた者の手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年7月10日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

・別表第1（第15条関係）

種別		区分		手数料
継続して収集を受ける家庭ごみ		分別指定袋大(50リットル) 1組(10枚入り)につき		440円
		分別指定袋小(30リットル) 1組(10枚入り)につき		220円
		分別指定袋特小(15リットル 可燃ごみ専用及び埋立てごみ専用) 1組(10枚入り)につき		110円
自ら搬入する家庭ごみ(最大積載量が2トン以下の車両による搬入に限る。)		最大積載量が350キログラム以下の車両又はこれに類するもの(徒歩を含む。)で搬入した場合 1台(1件)につき	可燃ごみ	950円
			不燃ごみ	1,130円
		最大積載量が350キログラムを超え、2トン以下の車両又はこれに類するもので搬入した場合 1台(1件)につき	可燃ごみ	1,900円
			不燃ごみ	2,260円
臨時に収集を受ける家庭ごみ	処理困難物のみ の収集	軽貨物自動車 で収集を受ける場合		1,370円
		小型貨物自動車 で収集を受ける場合		2,740円
	前項に規定する 収集以外の収集	軽貨物自動車 で収集を受ける場合		2,410円
		小型貨物自動車 で収集を受ける場合		4,820円
継続して収集を受ける事業系ごみ		分別指定袋大(50リットル) 1組(10枚入り)につき		880円
自ら搬入する事業系ごみ		最大積載量が350キログラム以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	3,300円
			不燃ごみ	4,180円
		最大積載量が350キログラムを超え、1トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	6,600円
			不燃ごみ	8,360円
	最大積載量が1トンを超え、2トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	10,450円	
		不燃ごみ	13,200円	
犬、猫等の死体	1体につき	2体以上での焼却処理		1,100円
		1体での焼却処理		4,400円

・別表第2（第15条関係）

種別	区分		手数料
処理困難物	タイヤ(ホイールあり)その他これに類するもの	1本につき	220円
	消火器、バッテリーその他これらに類するもの	1本につき	330円
	タイヤ(ホイールなし)その他これに類するもの	1本につき	440円
	スプリングマットレス(シングルサイズ以下のもの)その他これに類するもの	1枚につき	1,100円
	スプリングマットレス(シングルサイズを超えるもの)、マッサージ機(椅子型)その他これらに類するもの	1枚(1台)につき	1,650円
	エレクトーン、オルガンその他これらに類するもの	1台につき	3,300円
	ピアノその他これに類するもの	1台につき	7,700円

備考 この表に定める手数料によることが適当でないと認められる大きさのものについては、市長が別に手数料を定める。

・別表第3（第31条関係）

種別	区分		手数料
産業廃棄物(事業者等が自ら収集及び運搬をするものに限る。)	最大積載量が350キログラム以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	3,300円
		不燃ごみ	4,180円
	最大積載量が350キログラムを超え、1トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	6,600円
		不燃ごみ	8,360円
	最大積載量が1トンを超え、2トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	10,450円
		不燃ごみ	13,200円

田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱

平成17年5月1日 要綱第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源の有効利用を促進し、あわせてごみ及び資源に関する市民意識の高揚を図るため、地域住民団体が自主的に実施する資源ごみの集団回収に対し、奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 奨励金の交付を受けることができる団体は、市内の町内会、子どもクラブ、婦人会、老人クラブ、PTA等営利を目的としない団体で、定期的に資源ごみの集団回収を実施するものとする。

(団体の登録)

第3条 奨励金の交付を受けようとする前条の団体は、あらかじめ資源ごみ集団回収実施団体登録申請書を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

(対象品目)

第4条 奨励金の交付対象となる資源ごみの品目は、紙類及び布類とする。

(資源ごみの引渡し先)

第5条 第3条の規定により登録した団体(以下「実施団体」という。)は、回収した資源ごみを市長が指定する資源ごみの回収業者(以下「指定業者」という。)に引き渡さなければならない。

(奨励金)

第6条 奨励金は、前条の規定により実施団体

が資源ごみを指定業者に引き渡した場合において、その資源ごみの重量に1キログラム当たり4円を乗じて得た額を交付する。

(交付申請)

第7条 実施団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付申請書に指定業者が発行する所定の資源ごみ受領書を添えて市長に提出しなければならない。

(交付)

第8条 市長は、前条の規定による奨励金交付申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定するとともに、当該実施団体からの奨励金交付請求書の提出を受けてその交付を行うものとする。

(返還)

第9条 市長は、提出書類への虚偽の記載その他不正の手段により奨励金の交付を受けた実施団体に対しては、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱(平成3年3月30日制定田辺市要綱)又は龍神村古紙・古布回収推進事業補助要綱(平成6年龍神村訓令第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

田辺市ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化及びリサイクルの推進に積極的に取り組む市内の販売店を、ごみ減量及びリサイクル推進協力店(以下「推進協力店」という。)として登録し、これを市民に周知することにより、市民と事業者の協力によるごみの減量化及びリサイクルを推進することを目的とする。

(登録対象店)

第2条 推進協力店の登録対象は、次に掲げる事項のうち1つ以上を実施している市内の販売店とする。

- (1) 買い物袋持参の奨励制度
- (2) 包装紙・トレイ等商品包装の簡素化推進
- (3) エコマーク商品等の積極的な販売
- (4) トレイの回収
- (5) 牛乳パックの回収
- (6) ペットボトルの回収
- (7) 再生品(再生紙等)の積極的な使用
- (8) 生き瓶の回収
- (9) 商品の量り売り
- (10) その他、独自の創意工夫によるごみの減量化・リサイクルの推進

(登録の申請)

第3条 推進協力店の登録を希望する店舗は、登録申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

(登録)

第4条 市長は、前条の申請書を受けて、第2条の規定による登録対象店に該当する場合は、推進協力店として登録するものとする。

2 市長は、前項の登録を行ったときは、登録証(別記様式第2号)、登録店ステッカー等を

交付する。

3 登録の有効期間は、推進協力店登録を受けた日から1年を超えない3月末日までとする。ただし、更新を妨げないものとする。

4 前項の更新を希望する推進協力店は、有効期間満了日前30日までに、更新申請書(別記様式第3号)を市長に提出するものとする。

(登録店舗の協力内容)

第5条 推進協力店は、第4条第2項に規定する登録店ステッカー等のほか、自店においてもその取組内容を、レジスター周辺等人目につくところに表示するものとする。

2 推進協力店は、第2条第1項に定める事項の実施に努め、ごみの減量化及びリサイクルを推進するものとする。

3 推進協力店は、ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する取組内容の追加等変更を生じたときは、実施内容変更届出書(別記様式第4号)を、市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、推進協力店が第2条第1項に定める登録の対象となる事項を実施していない場合、実施の働きかけを行うものとする。

2 市長は、前項の働きかけに応じない推進協力店に対して、登録の取消しをすることができる。

3 推進協力店を辞退しようとする販売店は、辞退届出書(別記様式第5号)及び登録証・ステッカー等を市長に返還するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

田辺市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、循環型社会構築のため、田辺市内の各家庭から排出される生ごみに資する量と再利用を目的とし、生活環境の保全に資するため、電気式生ごみ処理機(以下「処理機」という。)又は生ごみ処理容器(以下「処理容器」という。)の購入に対し、補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則(平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「処理機」とは、電気を利用して生ごみの水分を蒸発させ乾燥し、減量及び減容させるもの又は生ごみを微生物の働きで分解を促進し減量及び減容させるものをいう。ただし、単に生ごみ等の破碎・焼却を目的とするものは、対象外とする。

2 この要綱において「処理容器」とは、微生物を利用して生ごみを処理し、ごみの堆肥化及び分解を目的とする容器で、悪臭・害虫等の発生を防止する構造及び材質のものをいう。ただし、単に生ごみ等の破碎・焼却を目的とするものは対象外とする。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けられることができる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に住居を有する世帯主で、次の要件を備えるものとする。

(1) 市内において処理機又は処理容器の設置場所が確保されており、周辺住民に迷惑がかけられないよう維持管理の徹底を期することができる者

(2) 市内の販売店から処理機又は処理容器を購入する者

(3) 自ら家庭の生ごみの減量に取り組む者
2 補助を受けることができる基数は、1世帯につき処理機1基又は処理容器2基までとする。ただし、処理機と処理容器を同時に購入する場合の補助対象機器は処理機又は処理容器いずれかのみとする。

(補助金)

第4条 補助金は、処理機又は処理容器の購入価格から消費税及び地方消費税、配達料、手数料並びに販売店が行っているポイントサービス等の使用分を控除した額(以下「本体価格」という。)に対し、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、本体価格に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数は切捨て)とし、20,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条の規定により処理機又は処理容器を購入する日の属する年度の申請期間内に補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付申請は、1世帯につき1回(当該補助金の対象とされた処理機又は処理容器について、購入後5年を経過して買い替える場合又は災害等で処理機若しくは処理容器の処理能力が失われた場合を除く。)とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、速やかに、補助金の交付の適否を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第11条の規定により補助金実績報告書(様式第3号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 処理機又は処理容器の領収書の写し

(2) 処理機の保証書の写し

(補助金額の確定)

第8条 市長は、規則第11条の規定により補助金実績報告書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付請求書の提出を受けて補助金額を交付する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。